

# 経営相談 Q & A

## 親事業者から下請代金を回収できない場合（下請かけこみ寺の活用）

Q

当社は資本金1千万円のIT業者です。この度、同業のX社（資本金1億円）を親事業者とするプログラム作成下請業務を請け負うことを予定しています。しかし他社からX社との間で代金支払遅延のトラブルがあったとの話を聞きました。下請代金支払に関して親事業者と万一トラブルがあった場合、どんな対応が考えられるか教えてください。

A

万一X社が代金支払遅延をした場合、「下請代金法（下請代金支払遅延等防止法）」が定めた親事業者の禁止行為に当たる可能性があります。

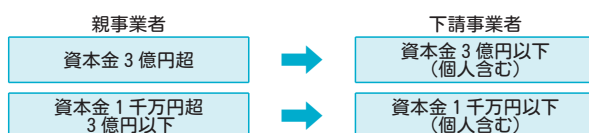
### 1. 下請代金法の適用対象

規模の大きな会社が小さな会社等と行う取引について下請代金法では、適用されるための要件として「親事業者と下請事業者との資本金区分」と「取引内容」を定めており、この両方を満足している取引が下請代金法の適用対象となります。

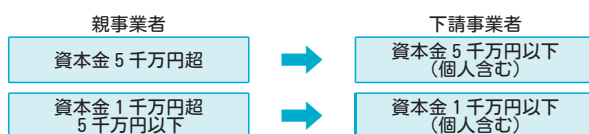
#### （1）親事業者と下請事業者との資本金区分

##### 親事業者、下請事業者の定義

①物品の製造・修理、プログラムの作成、運送・物品の倉庫における保管等



②情報成果物作成・役務提供委託（①を除く）



#### （2）取引内容

①製造委託	仕様を決めて製造や加工を外注すること。
②修理委託	修理業者が他の事業者修理を外注する場合。
③情報成果物作成委託	情報成果物（プログラム、映像、文字、図形等）の作成を外注する場合。
④役務提供委託	受託した役務提供（サービス）を外注する場合。

### 2. 下請代金法の内容

下請代金法においては、親事業者と下請事業者との関係は、最初から親事業者が優越した立場にあるという特殊な関係であることを踏まえ、親事業者に対して4つの義務と11の禁止事項を定めています。

#### （1）親事業者の義務

①発注書面の交付義務	委託後、直ちに、給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法等の事項を記載した書面を交付する義務。
②発注書面の作成、保存義務	委託後、給付、給付の受領（役務の提供の実施）、下請代金の支払等について記載した書類等を作成し、保存する義務。
③下請代金の支払期日を定める義務	下請代金の支払期日について、給付を受領した日（役務の提供を受けた日）から60日以内で、かつ出来る限り短い期間内に定める義務。
④遅延利息の支払義務	支払期日までに支払わなかった場合は、給付を受領した日（役務の提供を受けた日）の60日後から、支払を行った日までの日数に、年率14.6%を乗じた金額を「遅延利息」として支払う義務。

#### （2）親事業者の禁止行為

①受領拒否の禁止	下請事業者には責任がないにもかかわらず、給付の受領を拒むこと。
②下請代金の支払遅延の禁止	支払代金を、支払期日までに支払わないこと。
③下請代金の減額の禁止	下請事業者には責任がないにもかかわらず、下請代金の額を減ること。
④返品禁止	下請事業者には責任がないにもかかわらず、給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
⑤買いたたきの禁止	通常支払われる対価に比べ著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

⑥物の購入強制・役務の利用強制的禁止	自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
⑦報復措置の禁止	中小企業庁又は公正取引委員会に対し、禁止行為を行ったことを知らせたとして、取引を停止するなど不利益な取扱いをすること。
⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止	有償支給原材料等を自己から購入させた場合、支払期日より早い時期に支払わせること。
⑨割引困難な手形の交付の禁止	支払期日までに一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付すること。
⑩不当な経済上の利益の提供要請の禁止	自己のために、金銭、役務などの経済上の利益を提供させること。
⑪不当なやり直し等の禁止	下請事業者には責任がないにもかかわらず、給付の内容を変更させたり、やり直させること。

### 3. 本件事例の検討

ご相談内容によると、貴社と X 社の関係は下請代金法の適用対象を満たしています。また万一 X 社が代金支払遅延をした場合、前項の禁止行為②「支払遅延」に当たる可能性があります。

下請事業者が親事業者から不当な取引を行われた場合の無料相談に応じる「下請かけこみ寺」が中小企業庁の委託により以下の通り設置されています。X 社との間で下請業務をめぐるトラブルが起き、同社が交渉に応じない場合、証拠となる各種資料を用意してこちらに相談するという対応が考えられます。

### 4. 下請かけこみ寺について

企業間取引に関して、様々な悩みなどを持つ中小企業・小規模事業者を対象に、全国 48 か所（各都道府県及び本部）に「下請かけこみ寺」が設置されています（中小企業庁の委託による事業）。

#### （1）下請かけこみ寺の支援内容

##### ①各種相談への対応

下請代金法や中小企業の取引問題に知見を有す

る相談員等が話を聞き、アドバイス等を無料で行います。また、弁護士による無料相談も実施しています。相談内容はもちろんのこと、相談を受けたこと自体も秘密として取り扱われます。また匿名でも相談可能です（弁護士への相談を除く）。

ただし、取引あっせん、経営、技術、金融、労働、交通事故等、一般の法律相談に関する相談は受け付けていません。

#### <相談の例>

- ・支払日を過ぎても代金を払ってくれない。
- ・客からキャンセルされたから部品が必要なくなったと言って返品された。
- ・代金の値引き（減額）を要求された。
- ・期日通りに納品したのに倉庫が一杯だからと言って受け取ってくれない。
- ・仕事の受注の見返りに、取引先が取り扱う商品の購入を求められた。
- ・発注先から棚卸作業を手伝うよう要請された。
- ・原材料が高騰しているにもかかわらず、単価引き上げに応じてくれない。 など

#### ②迅速な紛争解決

取引に係る紛争を迅速かつ簡便に解決するため、裁判外紛争解決手続（ADR）を用いて、全国の登録弁護士等が中小企業・小規模事業者の身近なところで調停手続き等を行います（費用は無料）。

#### （2）連絡先

##### <フリーダイヤル>

- ・一般的な相談 0120-418-618
  - ・消費税転嫁に関する相談 0120-300-217
- ※お近くの下請かけこみ寺に直接つながります。

##### <受付時間>

平日 9～12 時 / 13～17 時（土日祝・年末年始を除く）

またメールや Web による相談も可能です。詳細は公益財団法人全国中小企業取引振興協会の下請かけこみ寺ページ（<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>）をご確認ください

（吉村謙一）